

法第7条第1項第6号に掲げる工作物	競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために設けられる仮設工作物	日額 1平方メートル	24円	
都市公園法施行令(昭和31年政令第290号。以下「令」という。)第12条第2項第5号に掲げる施設	警察署の派出所及びこれに附属する物件	年額 1平方メートル	1,000円	
令第12条第2項第7号に掲げる工事用施設	工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設	月額 1平方メートル	240円	
令第12条第2項第8号に掲げる工事用材料置場	土石、竹木、瓦その他の工事用材料置場			
<u>第4条第1項各号に掲げる行為</u>	物品の販売、募金その他これらに類すること。	日額 1平方メートル	24円	
	業として写真又は映画を撮影すること。	日額 1台	240円	
	興行を行うこと。	日額 1平方メートル	24円	
	競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため公園の全部又は一部を独占して利用すること。	三滝公園 広場	広場面積の2分の1につき 平日 午前 午後 全日 土、日曜 日、祝日 午前 午後 全日	1,200円 1,800円 3,000円 1,440円 2,160円 3,600円
<b>後援を受けるため半額 (12円)</b>		その他公園	日額 1平方メートル	24円

## 備考

- この表中「A」とは、当該土地の位置、形状、環境、使用の態様等を考慮して算定した当該土地の1平方メートル当たりの適正な価格とする。
- 使用料の額が年額で定められている占用物件(公園施設を設け、又は管理する場合を含む。)に係る占用(設置又は管理を含む。)の期間が1年未満であるとき又はその期間に1年未満の端数があるときは、月割をもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算し、使用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1月未満であるとき又はその期間に1月未満の端数があるときは、1月として計算するものとする。
- 前項により計算された使用料に円未満の端数があるときは、円単位に切り上げるものとする。
- 施設の設置若しくは管理の面積若しくは占用の面積若しくは長さ若しくは行為の面積が、1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。